

島原市お気持ちをテイクアウト事業 プレミアム付食事券を発行[12月5日(土)販売開始]します 食事券の名前は、「島原市テイクアウト&食事券」です！！

食事券の取扱登録店として、この事業に参加したいお店は、必ず申請が必要となります。

[登録資格] 島原市内の飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業

※同封の登録店確認フローチャートにて、確認をお願いします。

[受付期間] 令和2年11月26日(木)～12月2日(水) 午前10時～午後5時

※土・日を除く。

※受付期間内にご登録頂いた場合、「食事券使用可能登録店」として名簿を作成し、
購入者が食事券を購入する際に配付します。

[受付場所] 島原商工会議所 又は 有明町商工会

[登録手続] 次の①～④をご提出ください。

①「島原市テイクアウト&食事券発行事業参加申請書【様式第1号】」

②「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」のコピー

③登録店確認フローチャート

④非会員で島原市内本店登記の法人事業者の場合は、登記簿謄本(3ヵ月以内、コピーでも可)を添付してください。【該当事業者のみ】

→ご提出頂けない場合は、換金手数料が3%となります。

但し、令和2年度島原市プレミアム付商品券発行事業の登録店で、本店所在地に変更がない場合は、登記簿謄本の提出は免除します。

※島原市内に複数店舗ある場合は、それぞれの店舗で申請が必要となります。

※申請書及びフローチャートは、島原商工会議所又は有明町商工会のホームページからダウンロードできます。

※申請手続きに下記のものをご持参ください。

◆事業者代表者印

◆事業者ゴム印

[換金手続] 消費者から受け取った使用済み食事券は、島原商工会議所(月・水・金)、及び有明町商工会(火・木、但し令和3年2月まで)、島原市役所有明庁舎(火・木、但し令和3年3月のみ)にて換金します。

※下記の換金手数料を差し引いて、小切手にてお支払い致します。

[換金手数料]

区 分		換金手数料
島原商工会議所・有明町商工会会員(令和2年11月10日現在)		0%
上記非会員	個人・島原市内本店登記の法人	1%
	島原市外本店登記の法人	3%

◎随時ホームページを更新しますので、詳細につきましては、島原商工会議所又は有明町商工会のホームページをご確認ください。

◎登録手続及び換金手続は、混雑が予想されます。何卒ご協力をお願い申し上げます。

お問い合わせ先

島原商工会議所

〒855-8550 島原市高島二丁目 7217

TEL 0957-62-2101

FAX 0957-62-2393

E-mail info@shimabara-cci.or.jp

有明町商工会

〒859-1415 島原市有明町大三東戊 1427-3

TEL 0957-68-0255

FAX 0957-68-0223

E-mail ariake@shokokai-nagasaki.or.jp